

根拠法規：外国為替に関する省令  
主務官庁：財務省

対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書

財務大臣殿  
(日本銀行経由)

届出年月日：\_\_\_\_\_

届出者：\_\_\_\_\_

氏名又は名称及び  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

職業又は業種 \_\_\_\_\_ 担当者  
電話 \_\_\_\_\_

下記のとおり届出します。

1 取 引 手 の 方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は所在地	
2 投 資 先 の 概 要	(1) 名称及び所在地 (該当分に○)	イ 上記1に同じ    ロ その他 (具体的に記入すること。)
	(2) 設立年月日	
	(3) 資本金 (取得後)	
	(4) 事業内容	
	(5) 届出者との関係 [取得後] [該当分に○]	イ 届出者の出資比率                      % ロ 共同投資者の出資比率                % ハ 役員を派遣 ニ 長期にわたる原材料の供給又は製品の売買 ホ 重要な製造技術の提供
3 取 得 の 時 期 等	(1) 取得する証券 種類 (該当分に○)	イ 株式・出資の持分    ・設立・増資・発行済
		ロ 社債 (普通・転換)
		ハ その他 (具体的に記入すること。)
	(2) 取得の時期	
(3) 支払の時期		
4	取得をしようとする理由	

(日本産業規格 A 4)

(裏面)

5	(1)		出	資	貸	付	け	社	債	等	
		投資先への出資状況等	届出者								
		投資(取得後)残高	共同投資者 (うち居住者分)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	(2)	直近の届出受理年月日及び受理番号(届出者分)									
6	その他の事項										

届出受理年月日	
届出受理番号	

財務大臣の記入欄

事項	年月日及び記名押印
本届出に係る取引は、 年 月 日から行う ことができる。	

(記入要領)

- 「1 取引の相手方」欄中「(2) 住所又は所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 「2 投資先の概要」欄中、「(1) 名称及び所在地」欄の所在地には国又は地域名も記入し、「(3) 資本金」欄には原通貨をもって記入し、「(4) 事業内容」欄には定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。  
また、「(5) 届出者との関係」欄中「ロ 共同投資者の出資比率」欄には、届出者の100%出資の子会社及び共同投資者(届出者と共同して当該外国法人の経営に参加する者)の合計出資比率を記入すること。
- 「3 取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。
- 「4 取得をしようとする理由」欄は、次の例にならって記入すること。  
(例：投資先が〇〇国〇地区で〇〇工場を増設することとなり、その建設資金の調達を目的とする増資に応募するため。)
- 「5 投資先への出資状況等」欄中「(1) 投資残高」欄には、当該投資先に対して払い込んだ金額の残高を、実際の取引通貨をもって記入すること。
- 「6 その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②国籍、③出資比率(投資先→再投資先)及び④事業内容を記入すること。  
更に、投資先の事業計画として、①設備完成(予定)年月、②操業開始(予定)年月又は生産開始(予定)年月、③生産能力として、漁業の場合は漁船数及びトン数、漁法、平均月当たり水揚量、製造業の場合は個別商品ごとに平均月当たり製造数量、④設立後3年間の年間販売計画として、商品名(魚種を含む)、並びに商品名ごとの販売先及び販売数量又は金額(国内・輸出の別。なお輸出にあつては輸出先国別。)を記入すること。
- 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。